

〔しんきん学資ローン〕

項 目	内 容
1. 商品名	しずおか信用金庫「しんきん学資ローン」
2. 資金使途	<p>教育にかかわる下記の資金にご利用いただけます。</p> <p>就学する学校（教育施設）への1年分の納付金。 国内・海外の別および学校の種類を問いません。</p> <p>大学院（法科大学院含む）・大学・短大・専修学校・各種学校（予備校・専門学校含む）・高等専門学校・高等学校・中学校・小学校・幼稚園・保育園・学校等入学時納付金（入学時の緒費用含む）等</p> <p>就学に付随してかかる1年分の付帯費用（100万円以内） 教材費、引越費用、下宿費用（敷金・礼金・家賃）、交通費、受験費用等</p> <p>金融機関（当金庫および国民生活金融公庫を含む）からの教育関連資金借入の借替資金および借換に伴う繰上完済手数料、保証料</p> <p>および はお申込時点で支払日から3ヶ月以内のものに限りご利用が可能です。</p> <p>ご本人の上記 または と合わせての申込みのみ対象とし、借替資金のみのお取扱はできません。</p>
3. 借入資格	<p>上記学校に入学または在学するご子弟・孫・被扶養親族をお持ちで、原則として次の条件をいずれも満たし、社団法人しんきん保証基金の保証を受けることができる個人の方</p> <p>金庫の営業地区内に居住あるいは勤務されている方</p> <p>満20歳以上の方</p> <p>安定継続した収入がある方</p> <p>パート・アルバイトの方はご利用いただけません。</p>
4. 融資期間	<p>当座貸越期間（在学期間中）：1年以上4年7ヶ月以内</p> <p>当座貸越期間中は、元金据置となります。</p> <p>証書貸付期間（卒業後）：3ヶ月以上5年以内</p>
5. 融資金額	50万円以上300万円以内（10万円単位）
6. 融資利率	<p>(1) 当座貸越期間 ご融資の利率は、当金庫の長期プライムレートに1.75%を上乗せした利率を基準として、この基準金利の変更に伴ってその変更幅と同一幅で変動します。 ご融資後の利率は、基準金利の変更日以降、最初に到来する約定返済日の翌日から適用されます。</p> <p>(2) 証書貸付期間 証書貸付への変更時におけるご融資の利率は、当金庫の長期プライムレートに0.3%を上乗せした利率を基準とし、この基準金利の変更に伴ってその変更幅と同一幅で変動します。 ご融資後の利率は、4月1日および10月1日の年2回見直しをおこない、それぞれ6月、12月の約定返済日の翌日より新利率が適用されますが、毎月およびボーナス分の返済額は5年間変わりません。ただし、元金と利息の割合が変わります。 当初の借入期間が満了しても、未返済残高がある場合は、原則として期日に一括して返済していただきます。</p> <p>【金利引下げ項目】 定期積金「学校」に加入し（現在、新規預入は行っておりません。）、満期まで遅滞なく掛込が終了されたお客様につきましては、お借り入れ時のご融資利率を0.5%引き下げいたします。ただし、お借入日が定期積金の満期後2年以内の場合に限らせていただきます。</p>

〔しんきん学資ローン〕

項 目	内 容
7. 返済方法	<p>当座貸越期間 当座貸越期間はお利息（保証料含む）のみお支払いいただきます。</p> <p>証書貸付期間 元利均等毎月返済〔毎月決まった金額（元金＋利息）を、ご指定の預金口座から引き落としさせていただきます。 融資金額の50%以内でボーナス時（6ヶ月ごと）に増額返済の併用もご利用いただけます。</p> <p>返済日は、当座貸越期間は毎月2日、証書貸付期間はお客様のご都合に合わせてご選択できます。</p> <p>当座貸越期間・証書貸付期間における元金の返済は随時可能です。</p>
8. 担保	不要です。
9. 保証人	<p>不要です。</p> <p>社団法人しんきん保証基金の保証を受けていただきます。</p>
10. 保証料	<p>当座貸越期間の保証料は、年1.1%</p> <p>当座貸越期間は毎月のお支払金額に含めてお支払いいただきます。</p> <p>証書貸付期間の保証料は、年0.95%</p> <p>証書貸付期間は、当座貸越から証書貸付への切替時に一括でお支払いいただきます。 （例）借入金額100万円、借入期間5年の場合25,100円</p>
11. その他参考事項	<p>返済額、融資利率など詳しくお知りになりたい方は、窓口までお問い合わせください。店頭にて「説明書」をご用意しております。</p> <p>審査結果によりお申し出に添えない場合がありますので、あらかじめご承知おきください。</p>
12. 苦情処理措置・紛争解決措置	<p><b>苦情処理措置</b> 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または本部コンプライアンス統括部（当金庫営業日9時～17時、電話：0120-001-772）にお申し出ください。</p> <p><b>紛争解決措置</b> 東京弁護士会（月～金曜日（祝日、年末年始除く）9時30分～12時・13時～15時、電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（月～金曜日（祝日、年末年始除く）10時～12時・13時～16時、電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（月～金曜日（祝日、年末年始除く）9時30分～12時・13時～17時、電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記コンプライアンス統括部または全国しんきん相談所（信用金庫営業日9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。</p>